参考２

総合科学技術・イノベーション会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について

平成１７年１０月１８日
総 合 科 学 技 術 会 議
一部改正　平成２６年５月２３日
総合科学技術・イノベーション会議

１．評価目的

内閣府設置法第２６条第１項第３号に基づき、国の科学技術政策を総合的かつ計画的に推進する観点から、総合科学技術・イノベーション会議において大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発の評価を行い、その結果を公開するとともに、評価結果を推進体制の改善や予算配分に反映させる。

２．評価対象

（１）大規模研究開発

①新規の研究開発（事前評価）

新たに実施が予定される国費総額が約３００億円以上の研究開発

②継続中の研究開発（中間評価）

①の評価を実施した研究開発のうち、関係府省等による中間評価の実施状況等を踏まえ評価専門調査会が中間評価の必要を認めたもの

③終了した研究開発（事後評価及び追跡評価）

①の評価を実施した研究開発のうち、研究開発が当該年度の前年度に終了したもの及び評価専門調査会が追跡評価の必要を認めたもの

（２）総合科学技術・イノベーション会議が指定する研究開発

総合科学技術・イノベーション会議が以下の視点等から評価の必要を認め指定する研究開発

・科学技術や社会経済上の大幅な情勢変化が見られるもの
・計画の著しい遅延や予定外の展開が見られるもの

・社会的関心が高いもの（倫理、安全性、期待、画期性等）
・国家的・府省横断的な推進・調整の必要が認められるもの

指定に当たっては、評価専門調査会が、府省等における対応の状況も踏まえつつ、総合科学技術・イノベーション会議による評価の必要の有無を調査・検討する。

３．評価方法

評価専門調査会が、必要に応じて外部の専門家・有識者を活用し、府省における評価結果も参考として調査・検討を行い、その結果を受けて総合科学技術・イノベーション会議が評価を行う。

４．その他

大規模研究開発のうち新規の研究開発については、総合科学技術・イノベーション会議が実施する事前評価における指摘事項への各府省及び研究実施機関の対応状況等について、研究開発が開始された後に評価専門調査会がフォローアップを行う。